

第3 刑事手続への関与拡充への取組

1 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等（基本法第18条関係）

(1) 迅速・確実な被害の届出の受理

警察において、被害の届出に対しては、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、迅速・確実に受理するよう努める。【警察庁】（148）

(2) 告訴に対する適切な対応

警察庁及び法務省において、犯罪の不成立が明白であるような告訴や根拠が必ずしも十分とは認められないような告訴については、告訴人に対してその旨を説明し、告訴状の補正や疎明資料の追加を促す等の措置を取る場合もあり、全件直ちに受理するということは必ずしも相当とはいえない場合もあるが、可能な限り迅速な対応に努める。【警察庁、法務省】（149）

(3) 医療機関における性犯罪被害者からの証拠採取等の促進

ア 警察庁において、同庁が実施している「医療機関における性犯罪証拠採取キットの試行整備」モデル事業の結果を踏まえつつ、厚生労働省の協力を得て、医療機関において性犯罪被害者からの証拠採取及び採取した証拠の保管が促進されるよう、資機材の整備、医療機関への働き掛けを推進する。【警察庁】（112）

イ 警察において、性犯罪被害者からの証拠採取の方法を産婦人科医会等とのネットワークを活用するなどして医師等に教示するとともに、捜査に支障のない範囲において、医療機関で採取した資料の鑑定状況についての情報を提供する。【警察庁】（113）

(4) 冒頭陳述等の内容を記載した書面交付の周知徹底及び適正な運用

法務省において、冒頭陳述等の内容を記載した書面を犯罪被害者等に交付することについての周知徹底を図り、一層適正に運用されるよう努める。【法務省】（114）

(5) 公判記録の閲覧・謄写制度の周知及び閲覧請求への適切な対応

法務省において、犯罪被害者等から刑事事件の訴訟記録の閲覧・謄写の申出があり、相当と認められるときは、刑事事件の係属中であっても、閲覧・謄写が可能である旨をパンフレット等により周知を図る。また、刑事確定記録の閲覧に際して、犯罪被害者等に対し、被告人や証人等の住所を開示するかどうかについては、裁判の公正担保の必要性和一般公開によって生じるおそれのある弊害等を比較衡量して、その許否を判断すべきものであるところ、被害者保護の要請に配慮しつつ、適切な対応に努める。【法務省】（115）

(6) 犯罪被害者等と検察官の意思疎通の充実

ア 法務省において、犯罪被害者等の意見等をより適切に把握し刑事裁判に適正に

反映させるため、犯罪被害者等と検察官の意思疎通をより一層充実させ、被害状況等の供述調書等による証拠化並びに被害者等の証人尋問及び意見陳述の活用等により、被害状況の的確な立証に努める。【法務省】(116)

イ 法務省において、刑事裁判の公判前整理手続の期日や公判期日の決定についても、検察官が犯罪被害者等と十分な意思疎通を図り、必要に応じ、犯罪被害者等の希望を裁判長に伝えるよう努める。【法務省】(117)

(7) 国民に分かりやすい訴訟活動

法務省において、検察官による視覚的な工夫を取り入れた国民に分かりやすい訴訟活動を行うよう努める。【法務省】(118)

(8) 保釈に関する犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実

法務省において、加害者の保釈申請がなされた場合には、事案に応じ、改めて犯罪被害者等に連絡して事情聴取するなどして、裁判所に提出する検察官意見に犯罪被害者等の意見を適切に反映させるとともに、保釈申請に対する結果について犯罪被害者等に連絡するなど、犯罪被害者等の安全確保により一層配慮するように努める。【法務省】(119、83)(再掲：第2－2)

(9) 上訴に関する犯罪被害者等からの意見聴取等

法務省において、検察官が、被害者のある犯罪について、判決に対する上訴の可否を検討する際に、事案等を勘案しつつ、犯罪被害者等から意見聴取等を実施するなど、適切な対応に努める。【法務省】(120)

(10) 少年保護事件に関する意見の聴取等各種制度の周知徹底

法務省において、少年保護事件に関する意見の聴取、記録の閲覧・謄写及び審判結果等の通知の各制度について、周知に努める。【法務省】(121)

(11) 少年審判の傍聴制度の周知徹底

法務省において、少年法の一部を改正する法律(平成20年法律第71号)により導入された、一定の重大事件の被害者等が少年審判を傍聴することができる制度等について、パンフレット等により周知に努める。【法務省】(122)

(12) 日本司法支援センターで行っている支援に関する情報提供の充実

日本司法支援センターにおいて、様々な広報媒体を連動させた広報を実施することに加え、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)等のメディア媒体を活用した広報活動を実施する。【法務省】(123、198)(再掲：第4－1)

(13) 刑事の手続等に関する情報提供の充実

ア 警察庁及び法務省において連携し、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、刑事に関する手続及び少年保護事件の手続並びに犯罪被害者等のための制度等を分か

りやすく解説したパンフレット等の内容を充実させ、パンフレットの配布等の工夫も含め、犯罪被害者等への早期の提供に努める。【警察庁、法務省】(124、191)
(再掲：第4－1)

イ 警察において、都道府県における外国人犯罪被害者等の多寡等の実情を踏まえて作成・配付している外国語版の「被害者の手引」について、その内容の充実、見直しを図りつつ、その確実な配布に努める。【警察庁】(125、189)(再掲：第4－1)

ウ 法務省において、犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等の保護と支援のための制度の更なる情報の提供を行うため、外国語によるパンフレットやホームページの作成等による情報の提供を行う。【法務省】(126、192)(再掲：第4－1)

(14) 刑事の手続等に関する情報提供の充実及び司法解剖に関する遺族への適切な説明等

警察庁及び法務省において連携し、検視及び司法解剖に関し、パンフレットの配布等の工夫も含め、遺族に対する適切な説明及び配慮に努める。また、法務省において、警察庁、法医学関係機関等の協力を得て、司法解剖実施機関等で司法解剖後の臓器等が中・長期に保管される場合があることに関して、遺族の理解と協力が得られるよう、さらに、適切な説明等が行われるよう対応に努めるほか、警察庁及び法務省において、法医学関係機関等と調整の上、遺族に対し、死者の臓器を適切に返還するための手続等について検討する。【警察庁、法務省】(127)

(15) 犯罪被害者等の意向を踏まえた証拠物件の適正な返却又は処分の推進

警察において、検察庁と連携し、捜査上、留置の必要がなくなった証拠物件については、証拠物件の還付の方法について犯罪被害者等と協議し、その意向を踏まえた上で返却又は処分するよう努める。【警察庁】(128)

(16) 証拠品の適正な処分等

法務省において、被害者の遺族及び家族の心情を踏まえ、捜査・公判に及ぼす影響等にも配慮しつつ、証拠品の還付等を行うとともに、必要に応じて、還付の時期及び方法等について説明を行っているところであり、引き続きその適切な運用に努める。【法務省】(129)

(17) 捜査に関する適切な情報提供等

ア 警察において、捜査への支障等を勘案しつつ、「被害者連絡制度」等を周知徹底・活用し、犯罪被害者等の要望に応じ、捜査状況等の情報を提供するよう努める。また、犯罪被害者等の支援の必要に応じ、犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体等との連携を図る。【警察庁】(130)

イ 法務省において、捜査への支障等を勘案しつつ、犯罪被害者等に対し、適時適切に、捜査状況等の情報を提供するよう努める。【法務省】(131)

(18) 適正かつ緻密な交通事故事件捜査の一層の推進等

警察において、重大・悪質な交通事故事件等については、捜査経験豊富な交通事故事件捜査統括官及び交通事故の科学的解析に関する研修を積んだ交通事故鑑識官が事故現場に赴いて客観的証拠の収集等の捜査指揮を行うなど、適正かつ緻密な交通事故事件捜査を推進するとともに、交通事故捜査員に対する各種研修の充実に努めるなど、被害者の心情に配慮した取組を一層推進する。【警察庁】(132)

(19) 交通事件に関する講義の充実

法務省において、副検事に対する研修の中で、交通事件の留意点等を熟知した専門家等による講義を行うとともに、被害者及び被害者遺族の立場等への理解を深めるための機会を設けるなど、交通事件をテーマとした科目の内容について一層の充実に努める。【法務省】(133、102)(再掲：第2－3)

(20) 検察官に対する児童又は女性の犯罪被害者等への配慮に関する研修の充実

法務省において、検察官に対する研修の中で、児童や女性の犯罪被害者等と接する上での留意点等を熟知した専門家等による講義を実施し、児童及び女性に対する配慮に関する科目の内容の一層の充実に努める。【法務省】(137、101、214)(再掲：第2－3、第4－2)

(21) 不起訴事案等に関する適切な情報提供

ア 法務省において、不起訴記録の弾力的開示を引き続き周知徹底させる。また、不起訴記録の開示の対象拡大については被害者保護の要請に配慮しつつ、引き続き適切な対応に努める。【法務省】(134)

イ 法務省において、不起訴処分について、犯罪被害者等の希望に応じ、検察官が、捜査への支障等を勘案しつつ、事前・事後に、処分内容及び理由について十分な説明を行うよう努める。【法務省】(135)

(22) 検察審査会の起訴議決に拘束力を認める制度の運用への協力

法務省において、平成16年の検察審査会法(昭和23年法律第147号)改正により導入された一定の場合に検察審査会の起訴議決に拘束力を認める制度について、公訴権の実行に関し民意を反映させてその適正を図るという趣旨の実現に向け、引き続き必要な協力をする。【法務省】(136)

(23) 受刑者と犯罪被害者等との面会・信書の発受の適切な運用

法務省において、受刑中の加害者との面会・信書の発受を希望する犯罪被害者等に関し、法令に基づき、受刑中の者と犯罪被害者等との面会・信書の発受について、引き続き適切に運用されるように努める。【法務省】(139)

(24) 犯罪被害者等の意見等を踏まえた適切な加害者処遇の推進等

ア 法務省において、犯罪被害者等の心情等を理解させるための「被害者の視点を

取り入れた教育」について、犯罪被害者等や犯罪被害者支援団体の意見を踏まえながら、矯正施設における受刑者等に対する改善指導・矯正教育等の充実に努める。また、家庭裁判所、検察庁等から矯正施設に送付される資料の中に犯罪被害者等の心情等が記載されている場合には、同資料を被収容者に対する指導に有効活用するよう努める。【法務省】(140、90)(再掲：第2－2)

イ 法務省において、保護処分の執行に資するため、少年の身体的・精神的状況、家庭環境、施設内の行動及び処遇の経過等に関する必要な記載がなされている少年簿について、関係機関と連携し、犯罪被害者等に関する事項について必要な情報を収集し、適切に記載するよう努める。【法務省】(141)

ウ 法務省において、保護観察対象者に対する、問題性に応じた専門的処遇プログラムの内容等の充実に努めるとともに、当該プログラムの受講を保護観察における特別遵守事項として設定するなどして、適切に実施する。また、保護観察対象者に対し、再び罪を犯さない決意を固めさせ、犯罪被害者等の意向に配慮しながら誠実に対応することを促すため、しよく罪のための指導を適切に実施する。【法務省】(142)

エ 保護観察所において、犯罪被害者等の申出に応じ、犯罪被害者等から被害に関する心情、犯罪被害者等の置かれている状況等を聴取し、保護観察対象者に伝達する制度において、当該対象者に対して、被害の実情を直視させ、反省や悔悟の情を深めさせるような指導監督を徹底する。【法務省】(143)

(25) 犯罪被害者等の意見を踏まえた仮釈放等審理の実施

地方更生保護委員会において、仮釈放等を許すか否かの判断に当たって、犯罪被害者等の申出により聴取した意見等を考慮し、必要に応じて保護観察中の特別遵守事項に反映させているところ、仮釈放等の審理において、一層犯罪被害者等の意見がしんしゃくされるよう努める。【法務省】(145)

(26) 更生保護官署職員に対する研修等の充実

法務省において、仮釈放等を許すか否かを判断する地方更生保護委員会委員を対象とした研修について、犯罪被害者等の意見を仮釈放等の審理に適切に反映させるための講義を実施しているところ、より一層犯罪被害者等の心情や現状に配慮した仮釈放等の審理がなされるよう、引き続き、研修内容の充実に努める。【法務省】(146)

(27) 矯正施設職員に対する研修等の充実

法務省において、矯正施設職員の新採用職員や初級幹部要員を対象とする研修について、「犯罪被害者の視点」等のテーマによる講義を実施しているほか、上級幹部要員を対象とする研修について、犯罪被害者団体等の関係者を講師に招くなど、犯罪被害者等の置かれている現状や心情等の理解を深められるよう、引き続き、研修内容の充実に努める。【法務省】(147)

第4 支援等のための体制整備への取組

1 相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）

(1) 地方公共団体における総合的対応窓口の設置及び地域住民に対する周知の促進

内閣府（犯被）において、市町村における犯罪被害者等施策の窓口となる部局の確定状況等について定期的に確認するとともに、市町村に対し、犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口の設置を要請する。また、国民に対して地方公共団体における総合的対応窓口や支援施策の周知を図るため、政府広報や犯罪被害者等施策に関するホームページ、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等を通じた広報の充実に努める。さらに、地方公共団体に対し、ホームページにおける犯罪被害者支援に関するサイトの充実等により、犯罪被害者等のみならず地域住民に総合的対応窓口を始め地域で利用できる相談機関や各種制度等を周知するよう要請する。【内閣府（犯被）】（151）

(2) 地方公共団体における総合的対応窓口等の充実の促進

内閣府（犯被）において、地方公共団体に対し、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議の開催、地方公共団体の職員を対象にした研修、「犯罪被害者等施策メールマガジン」の発信等を通じて、犯罪被害者支援における先進的・意欲的な取組事例を始めとする有益な情報を提供するとともに、犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口の機能の充実を要請する。また、政令指定都市の区役所における犯罪被害者等への対応については、区役所に一般的な区民相談窓口が設けられていることを踏まえて、当該相談窓口において、犯罪被害者等の心情等に配慮した適切な対応がなされるよう体制の整備を要請する。【内閣府（犯被）】（150）

(3) 地方公共団体における専門職の活用及びこれらとの更なる連携・協力の充実・強化

内閣府（犯被）において、地方公共団体に対し、犯罪被害者支援分野における社会福祉士や臨床心理士等の専門職の活用を働き掛ける。また、犯罪被害者等が早期に専門職につながるよう、地方公共団体における総合的対応窓口と関係機関・団体との更なる連携・協力の充実・強化を要請する。【内閣府（犯被）】（152）

(4) 地方公共団体における総合的かつ計画的な犯罪被害者支援の促進

地方公共団体における犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な犯罪被害者支援に資するよう、内閣府（犯被）において、犯罪被害者等に関する条例の制定又は計画・指針の策定状況について適切に情報提供を行う。【内閣府（犯被）】（153）

(5) 地方公共団体間の連携・協力の促進等

内閣府（犯被）において、各都道府県内における市町村の連携・協力の促進を図るため、都道府県による市町村の犯罪被害者支援担当者を集めた研修の実施等に協

力する。また、地方公共団体をまたいで連携・協力が必要な事案が発生した際に備えて、各地方公共団体における犯罪被害者支援に関するコンタクト・ポイントを一覧にまとめた資料を整備し、地方公共団体間の情報の共有化を促進する。【内閣府（犯被）】（154）

(6) 地方公共団体における性犯罪被害者支援への取組の促進

内閣府において、男女共同参画センターにおける中長期的なカウンセリング等の性犯罪被害者支援の取組が促進されるよう、先進的な好事例の収集・提供に努める。
【内閣府】（155）

(7) 性犯罪被害者に対する緊急避妊に関する情報提供

厚生労働省において、性犯罪被害者を含め、緊急避妊を必要とする者が緊急避妊の方法等に関する情報を得られるよう、保健所や女性健康支援センター等による情報提供を図る。【厚生労働省】（156、49）（再掲：第2－1）

(8) 性犯罪被害者対応における看護師等の活用

厚生労働省において、内閣府、警察庁及び文部科学省の協力を得て、医療機関に対して、性犯罪に関する専門的知識・技能を備えた看護師、助産師等の活用について啓発を推進する。【厚生労働省】（157、50）（再掲：第2－1）

(9) 性犯罪被害に遭った児童生徒への対応の充実

性犯罪被害者である児童生徒及びその保護者の相談等に対し、学級担任、生徒指導担当教員、養護教諭、スクールカウンセラー等が連携し、適切な対応ができるよう、学校内の教育相談体制の充実を図るとともに、関係機関との積極的な連携を促進する。併せて、24時間子供SOSダイヤルやワンストップ支援センターについて、教育委員会等を通じて学校にいる児童生徒や保護者に周知を図る。【文部科学省】（158）

(10) ワンストップ支援センターの設置促進

性犯罪被害者のためのワンストップ支援センターの設置を促進するため、以下の施策を推進する。

ア 内閣府（犯被）において、内閣府、警察庁及び厚生労働省の協力を得て、性犯罪被害者が必要としている支援を迅速かつ適切に提供できるよう、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引」の活用促進や「犯罪被害者等施策メールマガジン」を通じた情報提供等により、地方公共団体における性犯罪被害者支援に係る関係部局や医療機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体間の連携・協力の充実・強化を要請する。【内閣府（犯被）、内閣府、警察庁、厚生労働省】（159、51）（再掲：第2－1）

イ 内閣府において、相談員等に対し、性犯罪を含む女性に対する暴力の被害者支援に関する研修を実施し、相談体制の充実を図る。【内閣府】（52）（再掲：第2

－ 1)

ウ 厚生労働省において、都道府県等の協力を得て、犯罪被害者支援団体、医師等医療関係者等から、ワンストップ支援センター開設に向けた相談があった場合には、協力が可能な医療機関の情報を収集し、当該犯罪被害者支援団体等に提供する。【厚生労働省】(160、53)(再掲：第2－1)

エ 厚生労働省において、医療機能情報提供制度の充実を図るとともに、当該制度によりワンストップ支援センターを施設内に設置している医療機関を検索することができることの周知を図る。【厚生労働省】(161、54)(再掲：第2－1)

(11) コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援

内閣府(犯被)及び警察庁において、犯罪被害者支援団体に対し、犯罪被害者等支援のための諸制度を所管する省庁の協力を得て、同団体が行う研修内容への助言や研修に対する講師派遣等の協力を行い、性犯罪被害者を含めた犯罪被害者等に対する支援全般(必要な支援についての相談・情報提供、適切な機関・団体への橋渡し等)をマネジメントするコーディネーターとしての役割を果たせる人材の育成を支援する。また、内閣府(犯被)において、地域における犯罪被害者等支援体制の整備を促進するため、地方公共団体職員のほか民間支援員も参加する研修の実施に努める。【内閣府(犯被)、警察庁】(162、211)(再掲：第4－2)

(12) 地方公共団体の取組に対する支援

内閣府において、都道府県及び市町村内の関係部局その他関係機関の連携強化を通じ、犯罪被害者支援に係るワンストップ・サービスの構築を推進するための必要な助言等を行う。【内閣府】(163)

(13) 警察と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実

警察において、他の犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、それらの諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を説明できるよう努めるとともに、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する府省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書、申込書等を常備、提供等するよう努める。【警察庁】(164)

(14) 被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおける連携の推進

警察において、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、各都道府県警察・警察署レベルで設置している知事部局、地方検察庁、弁護士会、医師会、臨床心理士会、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等をメンバーとする被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークについて、メンバー間の連携を図るとともに、相互の協力を強化し、生活、医療、裁判等多岐にわたる分野について、具体的な事案に応じた対応力の向上を図る。【警察庁】(165)

(15) 警察における相談体制の充実等

ア 警察において、全国統一の相談専用電話「#9110番」や性犯罪相談、少年相談等の個別の相談窓口において、犯罪被害者等の住所地等にかかわらず、また、匿名であっても相談に応じるとともに、犯罪被害者等の要望に応じて、当該都道府県又は警察署の被害者支援連絡協議会等ネットワークに参画する機関・団体等の情報提供等や、他都道府県又は他警察署のネットワークの活用にも配慮する。また、被害者本人からの申告が期待しにくく潜在化しやすい犯罪を早期に認知して検挙に結び付けるため、暴力団が関与する犯罪、少年福祉犯罪、児童虐待事案、人身取引事犯等に関する通報を匿名で受け付け、事件検挙等への貢献度に応じて情報料を支払う「匿名通報ダイヤル」の適切な運用を推進する。このほか、交通事故被害者等からの相談に応じ、保険請求・損害賠償請求制度の概要の説明や各種相談窓口の紹介等を実施するとともに、死亡事故等の一定の交通事故事件の被害者等から、当該交通事故等を起こした加害者に対する意見の聴取等の期日等や行政処分の結果についての問合せがあった場合に、行政処分担当課等から回答するなど、適切な対応に努める。【警察庁】(166)

イ 警察において、性犯罪被害相談については、相談者の希望する性別の職員が対応し、また、執務時間外においては当直等が対応した上で後に担当者に引き継ぐなど、適切な運用を推進する。【警察庁】(167)

(16) 警察における被害少年が相談しやすい環境の整備

警察において、少年サポートセンターや各警察署の少年係等、少年からの悩みごと、困りごとの相談を受け付けるための窓口が、関係機関への十分な引継ぎを含め、相談者の立場に立った対応をするよう努めていくとともに、「ヤング・テレホン・コーナー」等の名称での電話による相談窓口の設置や、フリーダイヤル、電子メールによる相談の導入等により、被害少年が相談しやすい環境の整備を図る。**【警察庁】(170)**

(17) 「指定被害者支援要員制度」の活用

警察において、指定された警察職員（指定被害者支援要員）が、事件発生直後から犯罪被害者等に付き添い、必要な助言、指導、情報提供等を行ったり、被害者支援連絡協議会等のネットワークを活用しつつ、部外のカウンセラー、弁護士会、関係機関又は犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等の紹介・引継ぎを実施するなどする「指定被害者支援要員制度」について、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、その積極的活用を図るとともに、それらの警察職員に対し、犯罪被害者等に対する支援に必要となる知識等についての研修、教育等の充実に努める。**【警察庁】(168)**

(18) 交通事故相談活動の推進

内閣府において、都道府県の交通事故相談員が交通事故被害者等から刑事手続等の相談を受けた場合、警察、検察、法テラス、被害者支援センター等の支援活動について適切に教示するよう、研修等の場において周知する。**【P】【内閣府】(169)**

(19) 婦人相談所等職員に対する研修の促進

厚生労働省において、各地方公共団体における配偶者からの暴力被害女性の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために婦人相談所等職員への専門研修を促進する。【厚生労働省】(171)

(20) ストーカー事案への対策の推進

内閣府において、被害者の支援ニーズに応じ、切れ目なく適切に効果的な支援を行うことができるよう、支援に携わる人材の育成を図るなど、ストーカー事案への対策を推進する。【内閣府】(173)

(21) ストーカー事案への適切な対応

警察において、ストーカー総合対策（平成27年3月20日ストーカー総合対策関係省庁会議）を踏まえ、関係省庁と連携して、各種対策（ストーカー事案に対応する体制の整備、被害者等の一時避難等の支援、被害者情報の保護、被害者等に対する情報提供等、ストーカー予防のための教育等、加害者に関する取組の推進）を行い、関係機関等との連携の下、被害者等の安全確保を最優先とした組織による迅速・的確な対応を推進する。【P】【警察庁】(174)

(22) 人身取引被害者の保護の推進

人身取引対策については、関係閣僚から成る「人身取引対策推進会議」を随時開催するとともに、「人身取引対策行動計画2014」（平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、被害者保護を含む各種施策を推進する。【内閣官房】(175)

(23) 検察庁の犯罪被害者等支援活動における福祉・心理関係の専門機関等との連携の充実

法務省において、検察庁における犯罪被害者等支援活動に際し、刑事手続に関する専門的な法的知識、捜査・公判の実務経験に基づき、犯罪被害者等の立場を理解し適切に対応するとともに、福祉・心理関係の専門機関等との連携の充実に努める。【法務省】(176)

(24) 検察庁における被害者支援員と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実

法務省において、被害者支援員と犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との連携・協力を充実・強化することにより、検察庁に相談窓口を求める犯罪被害者等に対し、被害者支援員の連絡先等の必要な情報をより分かりやすく提供することや、上記諸機関・団体等における犯罪被害者等支援のための制度等について被害者支援員が説明できるよう努め、さらに、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する府省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書等を備え付けて提供するなど、より多くの情報を提供できるよう努める。【法務省】(177)

(25) 更生保護官署における関係機関等との連携・協力、被害者担当保護司との協働による支援の充実

法務省において、保護観察所の被害者担当の保護観察官及び被害者担当保護司の協働態勢の下、犯罪被害者等の悩みや不安を傾聴し、そのニーズに応じて、適切な関係機関・団体等への紹介を行うなどしているところ、今後も関係機関・団体等との連携・協力を深めるなどし、支援内容の充実を図るとともに、被害者担当保護司の役割を含む更生保護における犯罪被害者等施策の周知に努める。【法務省】(202)

(26) 被害者担当の保護観察官及び保護司に対する研修等の充実

法務省において、被害者担当の保護観察官及び保護観察所に配置されている被害者担当保護司に対して、犯罪被害者等やその支援に携わる実務家による講義の実施等、犯罪被害者等の置かれている現状や心情等への理解を深めるとともに、適切な対応を確実にを行うことを目的とした研修を実施しているところ、引き続き、研修内容の充実を図り、二次的被害の防止を徹底する。【法務省】(203)

(27) 犯罪被害者の相談窓口の周知と研修体制の充実

法務省において、人権擁護機関が実施する人権相談、人権侵犯事件の調査救済制度について、引き続き、周知を図る。また、「子どもの人権110番」、「子どもの人権SOSミニレター」、「女性の人権ホットライン」及び「インターネット人権相談受付窓口」等の人権擁護機関の取組について、その趣旨や内容を周知するため、広報活動の一層の充実を図る。加えて、人権相談に際しては、犯罪被害者からの相談に限らず、相談者の置かれた立場を十分に理解し、適切な対応をとることができるよう、より一層研修の充実に努める。また、法務大臣により委嘱された民間ボランティアである人権擁護委員に対しては、新任委員に対する委嘱時研修を始めとする各種研修を通じて、犯罪被害者を含む人権問題全般に対して適切に対応できるよう、引き続き適切かつ十分な研修等の実施に努める。【法務省】(179)

(28) 犯罪被害者である子供の支援

法務省において、子供の人権が侵害されている疑いのある事案を認知した場合には、関係機関と連携の上、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じる。【法務省】(180)

(29) 高齢者に関する人権相談への対応の充実

法務省において、高齢者施設等の社会福祉施設における特設の人権相談所を開設するなど、高齢者や身近に高齢者と接する機会の多い者からの人権相談への対応の充実に引き続き努める。【法務省】(181)

(30) 日本司法支援センターによる支援の検討

ア 日本司法支援センターにおいて、弁護士等のサービスの提供を自発的に求める

ことが期待できない認知機能が不十分な高齢者・障害者に対し、民事法律扶助による法的支援の更なる充実に向けた検討を行う。【P：現在国会提出中の改正総支法案の成立如何で内容の変更可能性あり】【法務省】(182)

イ 日本司法支援センターにおいて、深刻な被害に進展するおそれの強いDV・ストーカー・児童虐待の被害者に対する法的支援の更なる充実に向けた検討を行う。【P：現在国会提出中の改正総支法案の成立如何で内容の変更可能性あり】(法務省)(183)

(31) 地域包括支援センターによる支援

地域包括支援センターにおいて、高齢者に対する虐待への対応を含む権利擁護業務の実施を推進する。【厚生労働省】(196)

(32) 地方公共団体に対する子ども・若者育成支援についての計画に関する周知

内閣府において、地方公共団体に対し、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）に基づく子ども・若者育成支援についての計画を作成又は変更する場合には、犯罪被害に遭った子供・若者とその家族等への対応に関する施策も勘案するように、周知する。【P】【内閣府】(178)

(33) 学校内における連携及び相談体制の充実

ア 文部科学省において、犯罪被害者等である児童生徒及びその保護者の相談等に対し、学校で、学級担任、生徒指導担当教員、教育相談担当教員、保健主事、養護教諭、スクールカウンセラー等が連携し、継続的に適切な対応ができるよう、必要に応じ、教員加配を行うとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置など教育相談体制の充実等に取り組む。また、学校の教職員が犯罪被害者等である児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、犯罪等の被害に関する研修等を通じ教職員の理解を深め、指導力の向上に努める。【文部科学省】(185、217)（再掲：第4－2）(252、253)

イ 文部科学省において、虐待を受けた子供への対応の問題を含め、養護教諭が行う健康相談の進め方等についてまとめた参考資料も活用しながら、養護教諭の資質の向上のための研修の充実を図る。【文部科学省】(254)

(34) 教育委員会と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び学校における相談窓口機能の充実

文部科学省において、学校で児童生徒が犯罪被害者となる重大事件が発生した場合に、当該児童生徒の相談等の窓口として学校が有効に機能することを支援するため、教育委員会が、警察署、児童相談所、保健所、弁護士会、医師会等の関係機関と連携・協力を充実・強化し、犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を説明できるよう努め、さらに、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する府省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書、申込書等を常備し、提供等していくことを含め、当該児童生徒及びその保護者等への対応等を行

うことを促進する。この場合において、加害者が教員・生徒等当該学校内部の者であった場合は、犯罪被害者となった児童生徒の状況に鑑み、必要に応じ常時の相談体制を見直すなど、当該児童生徒等にとって相談しやすいと考えられる適切な者が相談等の窓口になるよう十分配慮する。また、教育委員会が、心理学、教育学等に関する知識を有する専門職員や臨床心理の専門家等を教育支援センターや教育相談所等に配置し、相談窓口を設けるとともに、少年サポートセンター、児童相談所、福祉事務所、保健所等の地域の関係機関についての情報を当該児童生徒及びその保護者に提供することを促進する。【文部科学省】(184)(186)

(35) 犯罪被害者等である児童生徒が不登校になった場合における継続的支援の促進

文部科学省において、犯罪被害者等である児童生徒が不登校になった場合、当該児童生徒に対し、教育委員会が設置する教育支援センターが行うカウンセリングや学習指導等による学校復帰等のための継続的な支援を促進する。【文部科学省】(204)

(36) 医療機関等と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び医療機関における情報提供等の充実

ア 厚生労働省において、医療機関が犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等と連携・協力し、犯罪被害者等の支援等に関する情報提供を適切に行うことを促進する。【厚生労働省】(193)

イ 厚生労働省において、精神保健福祉センター、保健所等が犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための諸制度に関する案内書、申込書等を常備し、提供等していくことを含め、犯罪被害者等の支援等に関する情報提供、相談等を適切に行うことを推進する。【厚生労働省】(194)

(37) 各都道府県警察に対する犯罪被害者等への情報提供等の支援に関する指導及び好事例の勧奨

警察庁において、情報提供を始めとする基本的な犯罪被害者等支援策が確実に実施されるよう、各都道府県警察を指導するとともに、好事例を勧奨する。【警察庁】(187)

(38) 「被害者の手引」の内容の充実等

ア 警察において、刑事手続の概要、犯罪被害者等に役立つ制度、犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体の連絡先等を記載したパンフレット「被害者の手引」について、関係機関による犯罪被害者等支援策の紹介を含め、その内容の充実、見直しを図りつつ、その確実な配付を更に徹底するとともに、それらの情報をウェブサイトにおいても紹介する。【警察庁】(188)

イ 警察において、都道府県における外国人犯罪被害者等の多寡等の実情を踏まえて作成・配付している外国語版の「被害者の手引」について、その内容の充実、

見直しを図りつつ、その確実な配布に努める。【警察庁】(189、125)(再掲：第3－1)

(39) 犯罪被害者等の保護・支援のための制度の周知

損害賠償請求制度その他の犯罪被害者等の保護・支援のための制度の概要を紹介した冊子・パンフレット等について、警察庁及び法務省において連携し、一層の内容の充実を図るとともに、十分に周知させる。【警察庁、法務省】(190、3)(再掲：第1－1)

(40) 刑事の手続等に関する情報提供の充実

ア 警察庁及び法務省において連携し、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、刑事に関する手続及び少年保護事件の手続並びに犯罪被害者等のための制度等を分かりやすく解説したパンフレット等の内容を充実させ、パンフレットの配布等の工夫も含め、犯罪被害者等への早期の提供に努める。【警察庁、法務省】(191、124)(再掲：第3－1)

イ 法務省において、犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等の保護と支援のための制度の更なる情報の提供を行うため、外国語によるパンフレットやホームページの作成等による情報の提供を行う。【法務省】(192、126)(再掲：第3－1)

(41) 性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡大

警察において、現行の「性犯罪110番」の相談電話及び相談室の設置、これらの相談窓口に関する広報、性犯罪被害者用の「被害者の手引」の交付等に加え、性犯罪被害者の要望を踏まえ、性犯罪被害者が情報を入手する利便性の拡大に努める。また、事件化を望まない性犯罪被害者に対しても、当該被害者の同意を得て当該被害者の連絡先や相談内容等を犯罪被害者等早期援助団体に提供し、当該被害者が早期に犯罪被害者支援団体による支援を受けやすくなるように一層努める。【警察庁】(195)

(42) 日本司法支援センターによる支援

ア 日本司法支援センターにおいて、弁護士会等と連携して、犯罪被害者支援に精通している弁護士の増加に努め、犯罪被害者等の個別の状況に応じた必要なサービスが提供できるよう、弁護士の紹介態勢の整備に努めるとともに、利用者からの意見や犯罪被害者支援に関する法制度、弁護士会において行われる犯罪被害者支援に関する研修等について、弁護士会等の関係機関と情報交換や協議の場を設けるなどして、弁護士によるサービスの向上を目指す。【法務省】(197、2)(再掲：第1－1)

イ 日本司法支援センターにおいて、地方事務所ごとに被害者支援連絡協議会やその分科会等に参加し、意見交換・意見聴取をするなどして、関係機関・団体との連携・協力関係の維持・強化を図り、犯罪被害者等の相談内容に応じた最適な専門機関・団体等を紹介するコーディネーターとしての役割を果たすよう努める。

【法務省】(199)

ウ 日本司法支援センターにおいて、被害を受けたときからの時間経過の長短を問わず、情報等の提供を通じた支援を行う。【法務省】(205)

エ 日本司法支援センターにおいて、様々な広報媒体を連動させた広報を実施することに加え、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等のメディア媒体を活用した広報活動を実施する。【法務省】(198、123)（再掲：第3－1）

(43) 自助グループの紹介等

警察において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携を図りつつ、犯罪被害者等の要望を踏まえ、犯罪被害者等に対し、自助グループの紹介等を行う。【警察庁】(200)

(44) 犯罪被害者等施策のホームページの充実

内閣府（犯被）において、関係省庁の協力を得て、犯罪被害者等施策のホームページを活用し、関係法令の整備、相談機関等に関する情報その他必要な情報の更新や英文による情報提供を行うなど、その充実を図る。【内閣府（犯被）】(201)

(45) 海外における邦人の犯罪被害者等に対する情報提供等

外務省において、海外で邦人が犯罪等による被害に遭った場合の対応に際し、在外公館（大使館、総領事館）を通じ、現地の弁護士や通訳・翻訳者等に関する情報提供及び関係省庁の犯罪被害者支援に関するホームページを紹介するとともに、その他関連情報についても、可能な範囲で提供するように努める。また、警察において外務省と連携し、海外における犯罪の被害者に関する情報の収集に努めるとともに、日本国内の遺族等や帰国する被害者等に対する支援に努める。【警察庁、外務省】(206)

2 調査研究の推進等（基本法第21条関係）

(1) 犯罪被害者等の状況把握等のための調査実施に向けた検討

内閣府（犯被）において、警察庁、法務省及び厚生労働省並びに犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等の協力を得て、犯罪被害者等の置かれた状況等を把握するための調査を実施する方向で検討する。【内閣府（犯被）】(208)

(2) 暴力の被害実態等の調査の実施

内閣府において、配偶者からの暴力被害、性犯罪被害等、暴力の被害実態等を把握する調査を実施する。【内閣府】(209)

(3) 法務省における犯罪被害の動向・犯罪被害者に関する施策の調査

法務省において、性犯罪被害者、子供、障害者、外国人等の犯罪被害者の特性に応じた被害実態の調査・分析を実施する方向での検討も含め、各種犯罪による被害

の動向及び犯罪被害者に関する各種施策についての調査を行う。【法務省】(210)

(4) 犯罪被害者等の精神健康の状況とその回復に資する研究

厚生労働省において、犯罪被害者等の精神的健康の回復に資する地域における犯罪被害者等に対する支援のモデルの研究など、心の健康づくりを推進する研究を継続的に行い、高度な犯罪被害者等支援が行える専門家育成や地域での対応の向上に活用する。【厚生労働省】(追加、旧191)

(5) 児童虐待防止対策に関する調査研究

厚生労働省において、児童虐待防止対策に関する必要な調査研究を実施する。【厚生労働省】(207)

(6) 警察における犯罪被害者等支援に携わる職員等への研修の充実

警察において、①採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる犯罪被害者等支援に関する基礎的な研修、②被害者支援担当部署に配置された職員に対する犯罪被害者等支援の実践的技能を修得させるための臨床心理士によるロールプレイ方式による演習等を含む専門的な研修、③カウンセリング業務に従事する職員等に対する基礎的な教育及び実践的・専門的な教育等の充実に図る。【警察庁】(212)

(7) 犯罪等による被害を受けた児童の継続的な支援を行う警察職員の技能修得

警察において、犯罪等による被害を受けた児童の継続的な支援を行う少年補導職員、少年相談専門職員について、講習・研修等により、カウンセリングの技法等必要な専門技術等を修得できるよう努めるとともに、専門的能力を備えた者の配置に努める。【警察庁】(213)

(8) 法務省における犯罪被害者等支援に関する職員研修の充実等

ア 法務省において、検察官に対する研修の中で、児童や女性の犯罪被害者等と接する上での留意点等を熟知した専門家等による講義を実施し、児童及び女性に対する配慮に関する科目の内容の一層の充実に図る。【法務省】(214、101、137)(再掲：第2-3、第3-1)

イ 法務省において、検察官、検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施、犯罪被害者等早期援助団体への検察官の派遣、矯正施設職員に対する犯罪被害者団体等の関係者を招へいしての講義等の実施、更生保護官署職員に対する犯罪被害者等支援の実務家による講義等の実施、全国の地方検察庁に配置されている被害者支援員を対象とする研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義等の実施など、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実に図り、職員の対応の向上に努める。【法務省】(215、99)(再掲：第2-3)

(9) 学校における相談対応能力の向上等

文部科学省において、犯罪被害者等である児童生徒及びその保護者の相談等に対し、学校で、学級担任、生徒指導担当教員、教育相談担当教員、保健主事、養護教諭、スクールカウンセラー等が連携し、継続的に適切な対応ができるよう、必要に応じ、教員加配を行うとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置など教育相談体制の充実等に取り組む。また、学校の教職員が犯罪被害者等である児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、犯罪等の被害に関する研修等を通じ教職員の理解を深め、指導力の向上に努める。【文部科学省】(217、185)
(再掲：第4－1)(252、253)

(10) 虐待を受けた子供の保護等に携わる者の研修の充実

厚生労働省において、虐待を受けた子供の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所及び児童福祉施設等関係機関の職員、市町村職員及び保健機関等の職員の資質の向上等を図るための研修の充実を図る。
【厚生労働省】(218)

(11) コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援

内閣府(犯被)及び警察庁において、犯罪被害者支援団体に対し、犯罪被害者等支援のための諸制度を所管する省庁の協力を得て、同団体が行う研修内容への助言や研修に対する講師派遣等の協力を行い、性犯罪被害者を含めた犯罪被害者等に対する支援全般(必要な支援についての相談・情報提供、適切な機関・団体への橋渡し等)をマネジメントするコーディネーターとしての役割を果たせる人材の育成を支援する。また、内閣府(犯被)において、地域における犯罪被害者等支援体制の整備を促進するため、地方公共団体職員のほか民間支援員も参加する研修の実施に努める。【内閣府(犯被)、警察庁】(211、162)(再掲：第4－1)

(12) 民間の団体の研修に対する支援

警察、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対し、それらの団体が実施するボランティア等の養成・研修への講師の派遣等の支援に努める。【警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】(219)

(13) 日本司法支援センターが蓄積した情報やノウハウの提供

日本司法支援センターにおいて、犯罪被害者支援業務の実施を通じて同センターが蓄積した情報やノウハウについて、研修や講習を通じて犯罪被害者支援に携わる関係者に提供する。【法務省】(216)

3 民間の団体に対する援助(基本法第22条関係)

(1) 民間の団体への支援の充実

ア 警察及び厚生労働省において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体への財政

的援助の充実に努めるとともに、それらの団体の活動に関する広報、犯罪被害者等の援助に携わる民間の者の研修に関する講師の手配・派遣、会場借上げ等の協力等の支援を行う。【警察庁、厚生労働省】(220)

イ 法務省、文部科学省及び国土交通省において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の活動に関する広報、犯罪被害者等の援助に携わる民間の者の研修に関する講師の手配・派遣、会場借上げ等の協力等の支援を行う。【法務省、文部科学省、国土交通省】(221)

(2) 犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の活動への支援等

内閣府（犯被）において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が開催するシンポジウムや講演会について、その意義や趣旨に賛同できるものにあっては、その効果の波及性等も踏まえつつ、後援するほか、シンポジウム等の開催について、地方公共団体を始めとする公的機関に対して周知するとともに、SNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）等の様々な媒体を活用し、広く一般に広報するなどし、民間団体の活動を支援する。また、関係省庁及び地方公共団体向けに配信している「犯罪被害者等施策メールマガジン」を、配信を希望する犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対しても配信するなどし、関係省庁や民間団体等における犯罪被害者等のための新たな制度や取組について情報提供を行う。さらに、地方公共団体に対し、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携・協力の充実・強化を働き掛け、地域における途切れることのない支援の実施を促進する。【内閣府（犯被）】(222)

(3) 犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に関する広報等

内閣府（犯被）及び警察庁において、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、政府広報等とも連携し、様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の意義・活動等について広報する。【内閣府（犯被）、警察庁】(224、243)（再掲：第5－1）

(4) 寄附税制の活用促進と特定非営利活動促進法の円滑な施行

内閣府において、累次の改正により拡充されている寄附税制の活用促進や特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の円滑な施行に努める。また、犯罪被害者等の援助を行う特定非営利活動法人等も含めた、全国の特定非営利活動法人の情報を検索できるホームページの管理・運用を行うなど、市民活動に関する情報提供に努める。【内閣府】(225)

(5) 警察における民間の団体との連携・協力の強化

警察において、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省並びに地方公共団体の主体的な協力を得て、特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワークを始めとする犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携の一層の

強化を図る。【警察庁】(226)

(6) 犯罪被害者等早期援助団体に対する指導

都道府県公安委員会において、必要に応じ、犯罪被害者等早期援助団体に対して改善命令を始めとする指導を行う。その他の民間被害者支援団体に対しても、適切な支援活動が行われるよう、その運営及び活動に協力する。【警察庁】(227)

第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

1 国民の理解の増進（基本法第20条関係）

(1) 学校における生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進

文部科学省において、引き続き、学習指導要領に基づき、生命の尊さについて理解し、かけがえのない生命を尊重するための教育を推進する。【文部科学省】（228）

(2) 学校における犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の推進

文部科学省において、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）に基づき、犯罪被害者等の人権問題も含め、学校教育及び社会教育における人権教育の一層の推進に努める。【文部科学省】（229）

(3) 学校における犯罪被害者等に関する学習の充実

文部科学省において、非行防止教室等で、警察等の関係機関と連携し、犯罪被害者等に関する学習の充実を図る。【文部科学省】（230）

(4) 子供への暴力抑止のための参加型学習への取組

文部科学省において、子供がいじめ・虐待・暴力行為等の被害にあった場合の対応について主体的に学ぼう、地域の実情に応じた取組がなされるよう教育委員会に促す。【文部科学省】（231）

(5) 家庭における命の教育への支援の推進

文部科学省において、各地域で実施している命の大切さを実感させる意義等を学ぶ保護者向け学習プログラムを始めとした様々な家庭教育に関する情報をホームページを通じて提供し、地域における家庭教育に関する学習機会等で積極的に活用されるよう促す。【文部科学省】（追加、旧218）

(6) 中学生・高校生を対象とした講演会の実施

警察において、教育委員会等関係機関と連携し、中学生や高校生を対象とした犯罪被害者等による講演会「命の大切さを学ぶ教室」の開催による犯罪被害者等への配慮・協力への意識のかん養等に努めるほか、広く国民の参加を募った、犯罪被害者等による講演会を実施するなど、様々な機会を利用して、「社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくり」に向けた気運の醸成に努める。【警察庁、文部科学省】（232）

(7) 生命・身体・自由の尊重を自覚させる法教育の普及・啓発

法務省において、学校教育を中心として法教育の普及・啓発を促進し、法や司法によって自らを守り、他者を等しく尊重する理念を体得させることを通じ、他者の生命・身体・自由等を傷つけてはならないことを自覚させることにもつながるよう、文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会等の協力を得て、平成17年5月に発足

した法教育推進協議会を通じた取組に努める。【法務省】(233)

(8) 「犯罪被害者週間」にあわせた集中的な啓発事業の実施

内閣府（犯被）において、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、「犯罪被害者週間（11月25日から12月1日まで）」を設定し、当該週間にあわせて、啓発事業を集中的に実施する。また、地方公共団体に対し、犯罪被害者等の参加・協力を得て、犯罪被害者週間を中心に犯罪被害者等への理解の増進を図るための啓発事業を実施するよう要請する。【内閣府（犯被）】(234)

(9) 犯罪被害者支援に関わりの深い者に対する積極的な広報啓発の実施

内閣府（犯被）において、関係省庁のほか、犯罪被害者支援に関わりの深い医療、福祉、教育、法曹関係の職能団体等の協力を得て、当該団体等に属する者に対して積極的に犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性等に関する広報啓発を実施し、その理解の増進を図り、社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図る。【内閣府（犯被）】(235)

(10) 一般国民に対する効果的な広報啓発の実施

内閣府（犯被）において、犯罪被害者等に関する国民の意識について実態把握を行い、犯罪被害者支援に対する国民の関心を高めるよう、学校や民間企業等の協力を得るなどし、犯罪被害者等の置かれた状況や犯罪被害者支援の重要性等について、効果的な広報啓発を行う。また、犯罪被害者支援に関する標語を広く募集するなどし、国民が犯罪被害者支援について考える機会を提供し、その理解促進を図る。さらに、訴えかけたい対象等に応じた効果的な広報啓発ができるよう、幅広く民間企業等に協力を要請する。【内閣府（犯被）】(236)

(11) 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する理解の促進

各府省庁において、研修の実施やシンポジウムの開催など様々な機会を通じて、性犯罪被害者や被害児童を始め被害が潜在化しやすい犯罪被害者等が置かれている状況等を広く周知し、その理解促進を図り、社会全体でこのような犯罪被害者等を支える気運の醸成に努める。【内閣府（犯被）、内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】(237)

(12) 犯罪被害者支援のための情報提供

内閣府において、暴力被害者に対する支援情報等をホームページ等で提供する。【内閣府】(244)

(13) 若年層に対する広報・啓発

内閣府において、若年層が暴力の加害者にも被害者にもならないようにするため、若年層向けのパンフレットの配布等を通じ、若年層に対する予防啓発の取組を推進

する。【内閣府】(238)

(14) 犯罪被害者等施策の関係する特定期間における広報啓発事業の実施

ア 内閣府において、毎年11月に実施している「女性に対する暴力をなくす運動」において、性犯罪を含む女性に対する暴力を根絶するため、関係省庁、地方公共団体、女性団体その他の関係団体と連携・協力し、広報啓発活動を実施する。【内閣府】(239)

イ 内閣府において、全国交通安全運動の期間を中心に、各種の啓発事業が交通事故被害者等の理解と協力も得ながら展開されるよう努める。【P】【内閣府】(240)

ウ 法務省において、人権週間を中心に、様々な広報媒体も通じつつ、犯罪被害者等の人権問題に対する配慮と保護を求めるため講演会・研修会等の啓発活動を実施する。【法務省】(241)

エ 厚生労働省において、児童虐待の範囲、現状やその防止に向けての取組を広く国民に周知させるため、様々な媒体を活用した広報活動を行うとともに、11月の児童虐待防止推進月間に、ポスターの作成及び全国フォーラムの開催など集中的な広報啓発活動を実施する。【厚生労働省】(242)

(15) 様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報の実施

ア 内閣府（犯被）及び警察庁において、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、政府広報等とも連携し、様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の意義・活動等について広報する。【内閣府（犯被）、警察庁】(243、224)（再掲：第4－3）

イ 警察庁において、各都道府県警察に対し、民間被害者支援団体等と連携し、マスコミ広報、街頭キャンペーン、各種討論会の開催、各種会合での講話等を実施することにより、犯罪被害者等が置かれている実態や警察、関係機関、民間被害者支援団体等が取り組んでいる犯罪被害者等支援についての広報啓発活動を促進するよう指導する。【警察庁】(245)

ウ 警察庁において、広報啓発用の冊子「警察による犯罪被害者支援」の作成、ウェブサイト上での警察の犯罪被害者等支援施策の掲載等により、犯罪被害者等支援に関する国民の理解増進に努める。【警察庁】(246)

エ 警察庁において、スマートフォン等からのアクセスが可能な媒体を始めとする各種広報媒体を活用し、少年の犯罪被害の防止等に向けた情報提供に努める。【警察庁】(247)

(16) 国民の理解の増進を図るための情報提供の実施

内閣府（犯被）において、犯罪被害者等や犯罪被害者等の援助に精通した有識者を招き、関係省庁、地方公共団体の職員等を対象とする「犯罪被害者等施策講演会」を開催するとともに、その概要をインターネット等で国民向けに情報提供する。【内閣府（犯被）】(250)

(17) 調査結果の公表等を通じた犯罪被害者等の置かれた状況についての国民の理解の増進

関係府省庁において、諸外国における犯罪被害者支援に係る各種施策を含めて犯罪被害者等に関わる調査研究を実施した場合には、当該調査の結果について、犯罪被害者等への理解を深めるための広報啓発に活用する。【内閣府（犯被）、内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】（251）

(18) 犯罪被害者等に関する情報の保護

警察による被害者の実名発表、匿名発表については、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮する。【警察庁】（255、78）（再掲：第2－2）

(19) 犯罪被害者等に関する個人情報の保護に配慮した地域における犯罪発生状況等の情報提供の実施

警察において、被害者が特定されないよう工夫した上で、ウェブサイト上等に性犯罪を含め身近な犯罪の発生状況を掲載するなどにより、都道府県警察が地域住民に対し、住民自らが積極的に防犯対策を講ずる契機になり得るような情報提供に努める。【警察庁】（256）

(20) 交通事故被害者等の声を反映した国民の理解増進

ア 警察において、交通事故の被害者等の手記を取りまとめた冊子やパンフレット等を作成し交通安全講習会で配布することや、交通安全の集い等における被害者等の講演を実施することを通じ、交通事故の被害者等の現状や交通事故の惨状等に関する国民の理解増進に努める。【警察庁】（248）

イ 警察において、各都道府県警察での運転者等に対する各種講習において、交通事故の被害者等の切実な訴えが反映された映画、手記等の活用や、被害者等の講話等により被害者等の声を反映した講習を実施する。【警察庁】（249）

(21) 交通事故の実態及びその悲惨さについての理解の増進に資するデータの公表

警察において、国民に対し、交通事故の実態やその悲惨さについての理解の増進が十分に図れるよう、事故類型、軽傷・重傷の別、年齢層別等交通事故に関する様々なデータを公表し、その実態等について周知を図る。【警察庁】（257）

(22) 交通事故統計データの充実

ア 交通安全白書において、交通事故負傷者数の重傷・軽傷の内訳を掲載し、統計データの充実を図る。【P】【内閣府】（258）

イ 内閣府（犯被）において、犯罪被害者白書における交通被害者に関する統計に

ついて、掲載の充実を図る。【内閣府】(259)

※ 「ストーカー事案等の安全確保方策」(172)、「預保納付金の活用方法」(223)に関する具体的案文については、検討中。